

# 海関総署公告 2023 年第 198 号（「中華人民共和国海 関行政処罰裁量基準（三）」の公示に関する公告）

公告〔2023〕198号

習近平の法治思想を徹底し、「国务院弁公庁の、行政裁量権基準の制定及び管理業務の更なる規範化に関する意見」（国弁発〔2022〕27号）を成し遂げるため、海関総署は「中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（三）」を制定し、ここに公示する。

特に公告する。

海関総署

2023年12月29日

## 中華人民共和国海関行政処罰裁量基準（三）

### 第一章 総則

第1条 知的財産権に係る海関保護の行政処罰案件を法に照らして処理し、海関の行政処罰裁量権の行使を規範化し、公民、法人又はその他の組織の合法的な権益を保護するため、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国海関法」（以下「海関法」という）、「中華人民共和国海関行政処罰実施条例」（以下「海関行政処罰実施条例」という）、「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」（以下「知的財産権海関保護条例」という）、「中華人民共和国海関行政処罰案件処理手順規定」及び関連する法律、行政法規、海関規章の規定に基づき、本裁量基準を制定する。

第2条 本裁量基準は、「海関法」「海関行政処罰実施条例」「知的財産権海関保護条例」及び関連する法律、行政法規、海関規章の規定に照らして処理される知的財産権に係る海関保護の行政処罰案件に適用する。

第3条 知的財産権に係る海関保護の行政処罰裁量は、事実を根拠とし、法律に準拠しなければならない、下される処理決定は、違法行為の事実、性質、経緯及び社会的損害の程度に相当するものでなければならない。

第4条 2人以上の当事者が共同で行った違法行為は、経緯と責任を区分し、海関裁量基準に規定する裁量階次及び量罰標準に従って、それぞれ行政処罰しなければならない。

第5条 当事者の同一の違法行為に複数の異なる処罰経緯が同時に存在する場合は、すべての案件の状況を総合し、本裁量基準第3条に規定する原則に従って処理決定を下さなければならない。

### 第二章 裁量階次

第6条 本裁量基準では、行政処罰なし、軽減行政処罰、従軽行政処罰、一般行政処罰及び従重行政処罰の5種類の裁量階次を設定している。

行政処罰なし、軽減行政処罰、従軽行政処罰及び従重行政処罰の状態ではない場合は、一般行政処罰の範囲内で処罰する。

第7条 当事者に、以下のいずれか一つの状態がある場合、行政処罰なしとする。

(一) 満14歳未満の未成年者が違法行為を行った場合。

(二) 自己の行為を弁識できない又は制御できない精神疾患患者、知的障害者が違法行為を行った場合。

(三) 当事者に主観的過失がないことを証明するに足る証拠がある場合。法律、行政法規に他の規定がある場合は、その規定に従う。

(四) 知的財産権を侵害する物品（以下権利侵害物品という）を輸出入し、数量が200件以下で、且つ価値が5,000元以下であって、物品が権利侵害物品であることを当事者が書面で認め、自発的に権利侵害物品を放棄するとともに、海関がこれを法に照らして処理した場合。

(五) 知的財産権の状況を海関に申告する必要があるが、規定どおりに正確に申告していない、又は関連する知的財産権の合法的使用を証明する書類を提出しておらず、且つ輸出入物品の価値が50,000元以下で、当事者が速やかに修正し、この結果、損害が生じなかった場合。

(六) その他法に照らし行政処罰なしとすべき場合。

当事者が前項の第4号、第5号に規定の状態に合致して処罰なしとなり、海関によって是正された後、1年以内に再び同一の違法行為を行った場合は、当該二号の処罰なしの規定を適用しなくてもよい。

第8条 当事者が初めて違法行為を行い、且つ以下のいずれか一つの状態がある場合、行政処罰なしとしてもよい。

(一) 権利侵害物品を輸出入し、数量が 500 件以下で、且つ価値が 10,000 元以下であつて、物品が権利侵害物品であることを当事者が書面で認め、自発的に権利侵害物品を放棄するとともに、海関がこれを法に照らして処理した場合。

(二) 知的財産権の状況を海関に申告する必要があるが、規定どおりに正確に申告していない、又は関連する知的財産権の合法的使用を証明する書類を提出しておらず、且つ輸出入物品の価値が 100,000 元以下で、当事者が速やかに修正した場合。

第 9 条 当事者の違法行為に対し、法に照らし行政処罰なしとした場合、当事者に教育を行わなければならない、且つ、当事者が「知的財産権海関保護条例」の規定に従って輸出入してはならない権利侵害物品について履行する義務は免除しない。

第 10 条 当事者に、以下のいずれか一つの状態がある場合、軽減行政処罰とする。

(一) 満 14 歳から満 16 歳未満の未成年者が違法行為を行った場合。

(二) 他人から脅迫され又は騙されて権利侵害物品を輸出入し、規定どおりに知的財産権の状況を正確に申告していない、又は関連する知的財産権の合法的使用を証明する書類を提出していない場合。

(三) 海関がまだ把握していない違法行為を自発的に供述した場合。

(四) 権利侵害物品の輸出入という違法行為に対する海関の取締りに協力し、且つ立功表現があつた場合。

(五) 違法行為による損害の結果を自発的に解消した場合。

(六) その他法に照らし軽減行政処罰とすべき場合。

自己の行為を弁識又は制御する能力を完全には喪失していない精神疾患  
者、知的障害者が違法行為を行った場合、処罰を軽減することができる。

第 11 条 当事者に、以下のいずれか一つの状態がある場合、従軽行政処  
罰とする。

(一) 満 16 歳から満 18 歳未満の未成年者が違法行為を行った場合。

(二) 権利侵害物品の輸出入という違法行為に対する海関の取締りに協力  
し、且つ認錯認罰である場合。

(三) 知的財産権の権利者の了解を得て、権利者の損失を積極的に賠償す  
るなど、違法行為による損害の結果を自発的に軽減した場合。

(四) その他法に照らし従軽行政処罰とすべき場合。

第 12 条 当事者に、以下のいずれか一つの状態がある場合、従重行政処  
罰とする。

(一) 「海関行政処罰実施条例」第 25 条の規定に違反したことにより海  
関によって行政処罰された後、1 年以内に再び海関の監督管理規定に違反する  
同一の行為を行った場合。

(二) 権利侵害物品について、権利侵害標章を覆い、物品と標章を分離し  
又はその他物品をカバーした知的財産権状況の方式で輸出入し、海関の監督管  
理を逃れた場合。

(三) 権利侵害物品の輸出入という違法行為により海外又は国内で社会に  
悪影響を与えた場合。

(四) 暴力、威嚇及び虚偽の陳述の提供、偽造、隠匿、証拠資料の隠滅な  
どの方式で、海関の法執行に抵抗し、妨害した場合。

(五) 検査、検閲、査問、拘留の実施への協力を拒否し、正当な理由なく証拠資料を提出せず又は故意に提出を遅延させ、海関の法執行への協力を拒否した場合。

(六) その他法に照らし従重行政処罰とすべき場合。

### 第三章 量罰標準

第 13 条 「海関行政処罰実施条例」第 25 条第 1 項に規定する行為を構成した場合、以下の規定に従って処罰する。

(一) 軽減行政処罰の場合、権利侵害物品を没収する。

(二) 従軽行政処罰の場合、権利侵害物品を没収し、且つ物品価値の 10% 未満の過料に処する。

(三) 一般行政処罰の場合、権利侵害物品を没収し、且つ物品価値の 10% 以上 20% 未満の過料に処する。

(四) 従重行政処罰の場合、権利侵害物品を没収し、且つ物品価値の 20% 以上 30% 以下の過料に処する。

第 14 条 「海関行政処罰実施条例」第 25 条第 2 項に規定する行為を構成し、海関が行政処罰を与えると決定した場合、以下の規定に従って処罰する。

(一) 軽減行政処罰の場合、5 千元未満の過料に処する。

(二) 従軽行政処罰の場合、5,000 元以上 20,000 元未満の過料に処する。

(三) 一般行政処罰の場合、20,000 元以上 30,000 元未満の過料に処する。

(四) 従重行政処罰の場合、30,000 元以上 50,000 元以下の過料に処する。

#### 第四章 付則

第 15 条 本裁量基準の用語の意味は以下のとおりである。

認錯認罰とは、当事者が自己の違法行為を自ら正確に供述し、海関が認定した権利侵害物品の輸出入という違法事実と異議を唱えず、海関の処罰を受け入れる意思があることを書面で表明していることを指す。

権利侵害物品の輸出入という違法行為に対する海関の取締に協力するとは、当事者が、権利侵害物品の輸出入という違法行為に関連する海関の取締に協力することにより、事件の内容を明らかにして処理することに寄与することを指す。

立功表現とは、海関が処理すべきであるがまだ把握していない他人の違法行為又は違法案件の手がかりを告発、提供し、調査して事実であることが証明されることを指す。

初めて違法行為を行うとは、違法行為が発生するまでの 24 か月以内に、当事者が「海関行政処罰実施条例」第 25 条の規定に違反したという違法記録がないことを指す。

第 16 条 本裁量基準において、「以上」「以下」はいずれもその数を含み、「未満」はその数を含まない。

第 17 条 本裁量基準は、海関総署が解釈について責任を負う。

第 18 条 本裁量基準は 2024 年 1 月 1 日から施行する。

出所：海関総署ウェブサイト

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/5603386/index.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。